

東京都ソフトボール協会スポーツ団体ガバナンスコード

1. 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである
 - (1) 目的達成するための計画
東京都ソフトボール協会規約(以下「規約」という)目的達成のため、中長期的計画を策定して公開しソフトボールの普及と振興を図る
 - (2) 多様性に対応した組織
区市町村を単位とする支部とソフトボール全国組織(中体連・高体連・大学連)及び都内に存する実業団・クラブ、バリアフリー加盟団体を加えた組織として運営する
 - (3) 財務健全確保
ソフトボール競技人口の減少に伴い、収入減が続きより一層の財務健全確保が重要になった。適正な受益者負担と運営経費の削減により運営を図る
 - (4) 組織役員及び評議員の構成
規約に基づき適正人員で協会運営する。
2. 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである
都内スポーツ協会等と連携した組織運営を図るため、規約の改正を踏まえた基本計画を策定し公表する。
3. 適正な組織運営を確保するための役員等の整備をする。
 - (1) ボランティア活動としての組織運営となることから運営会議が委任状での対応が多くっており、意見交換が頻繁に行われるような整備が必要である。
 - (2) 各専門委員会の組織編成を計画的に改正して組織運営を行う。
4. 役員選出規則及び規約改正の整備をする。
規約改正等に伴い、組織の活性化を実現するため整備計画を策定して公表する。
5. コンプライアンス委員会の設置をすべきである。
東京都ソフトボール協会役・職員倫理規程及び倫理委員会規定により機能はあるものの、公益財団法人東京都スポーツ協会及び公益財団法人日本ソフトボール協会の指導のもと年々変わるコンプライアンスの意識啓発と審判員・記録員に対する対応、並びに各チームでの問題も対応できる機能を整備する。
6. 情報開示の整備
東京都ソフトボール協会ホームページにより適切な情報開示を行う。
このガバナンスコードについても公表する。
7. 通報制度を構築する。
東京都ソフトボール協会ホームページの問い合わせホームのみの通報方法になっており、コンプライアンス関係や一般の問い合わせと区分できる制度を構築する。
8. 危機管理及び不祥事対応体制の構築をすべきである。
コンプライアンスを含め危機管理の体制づくりを構築する。
9. 安全管理と補償等
大会運営時の事故について東京都ソフトボール協会として対応すべき問題を整理し、保険等を含めた計画を策定実施する。